

決議案第1号

伊藤雅暢議員に対する辞職勧告決議

(原案可決)

令和4年10月15日発売の月刊誌における記事に端を発し、首都圏居住の台灣華僑との間における懇親会に要する一連の費用をめぐり、ハラスメント行為が行われたか否かについて、議会は外部による第三者委員会を設置した。中間報告では、伊藤雅暢議員の市職員への言動は、業務の適正な範囲を超過したもので、自己の意に沿わない言動をした市職員を感情的に追求し、叱責し、侮辱するなどの行為があり、この事は精神的苦痛を与えるものであり、ハラスメント行為であると評価されたとした。

また、第三者委員会からの要請で行われた職員に対するアンケートの結果の中には、別の機会に伊藤議員のハラスメント行為について言及したもののが存在したことが参考として指摘されている。

恵庭市政治倫理条例第2条第1項第1号では、議員及び市長等は、市民全体の代表として、その品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれる恐れのある行為をしないこととあり、ハラスメント行為は、まさに恵庭市政治倫理条例に抵触するものである。

この行為により市職員及びご家族の人生設計を狂わせたと共に、議会の信頼を失墜させた責任は、議員としての資質を持ち合わせていないと言わざるを得ず厳しく非難されるものである。

よって、議員の職を辞すべきであり、ここに伊藤雅暢議員の議員辞職勧告を決議する。

令和5年3月20日

北海道恵庭市議会

決議案第2号

恵庭市議会のハラスメント根絶に関する決議

(原案可決)

私達恵庭市議会議員は、昨年惹起した市職員に対するハラスメント行為の責任を重く受け止め、深く反省すると共に、私達は市民から選挙で選ばれた事を改めて自覚し、令和4年10月17日公布・施行された「恵庭市議会ハラスメント根絶条例」を遵守する事を決意し次の事項に取り組むことを誓うものである。

記

- 1 意識変革のため専門家による定期的なハラスメント研修受講の義務化
- 2 一元的に対応できる窓口設置（外部委託）
- 3 職員及び議員間による定期的なアンケート調査の実施

以上、決議する。

令和5年3月20日

北海道恵庭市議会